

第2章 防災組織

第1節 平内町防災会議

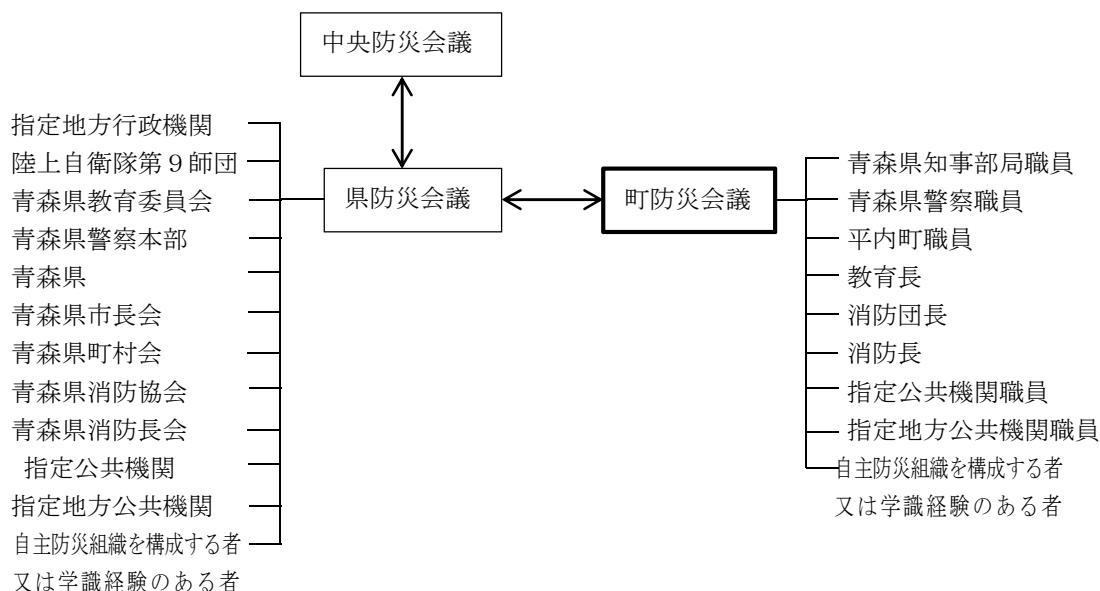
町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

1. 組織

平内町防災会議条例に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。
(平内町防災会議条例第3条第5項)

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 青森地域広域事務組合消防長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

[平内町防災会議組織図]



2. 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

3. 所掌事務

平内町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2節 配備態勢

町の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

	準備態勢 1号	警戒態勢		非常態勢 3号
		2号-1	2号-2	
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 <ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が観測された場合 ・町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報(概ね積雪1m以上) ⑥暴風雪警報 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱の地震が観測された場合 ・町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超える後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想される場合 ・前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強の地震が観測された場合 ・津波注意報が発表された場合 ・町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の特別警報が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された場合 ・津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合
組織	一	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	担当班長	担当課長	担当部長	町長
態勢責任者	担当班長	担当課長	災害警戒本部長 (担当部長)	本部長 (町長)

第3節 平内町災害対策本部

町の地域内に地震・津波災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1. 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

（1）設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常態勢3号」の項に定めるとおり

（2）廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

（3）設置及び廃止時の通知等

ア. 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示、災害対策本部を設置した庁舎のを庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝達方法	担当班	備考
防災会議委員	電話	対策調整班	
本部員及び各班等	庁内放送・電話	〃	
知事	電話	〃	県防災危機管理課 734-9088
警察・消防	電話	〃	青森警察署警備課 723-0360
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	〃	〃	
報道機関等	電話、プレスリリース	連絡広報班	
一般住民	防災行政無線・広報車・報道機関・緊急速報メール・ホームページ等	〃	

イ. 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

2. 組織・編成及び業務分担

（1）災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

ア. 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

イ. 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部及び部に班を置き事務を処理する。

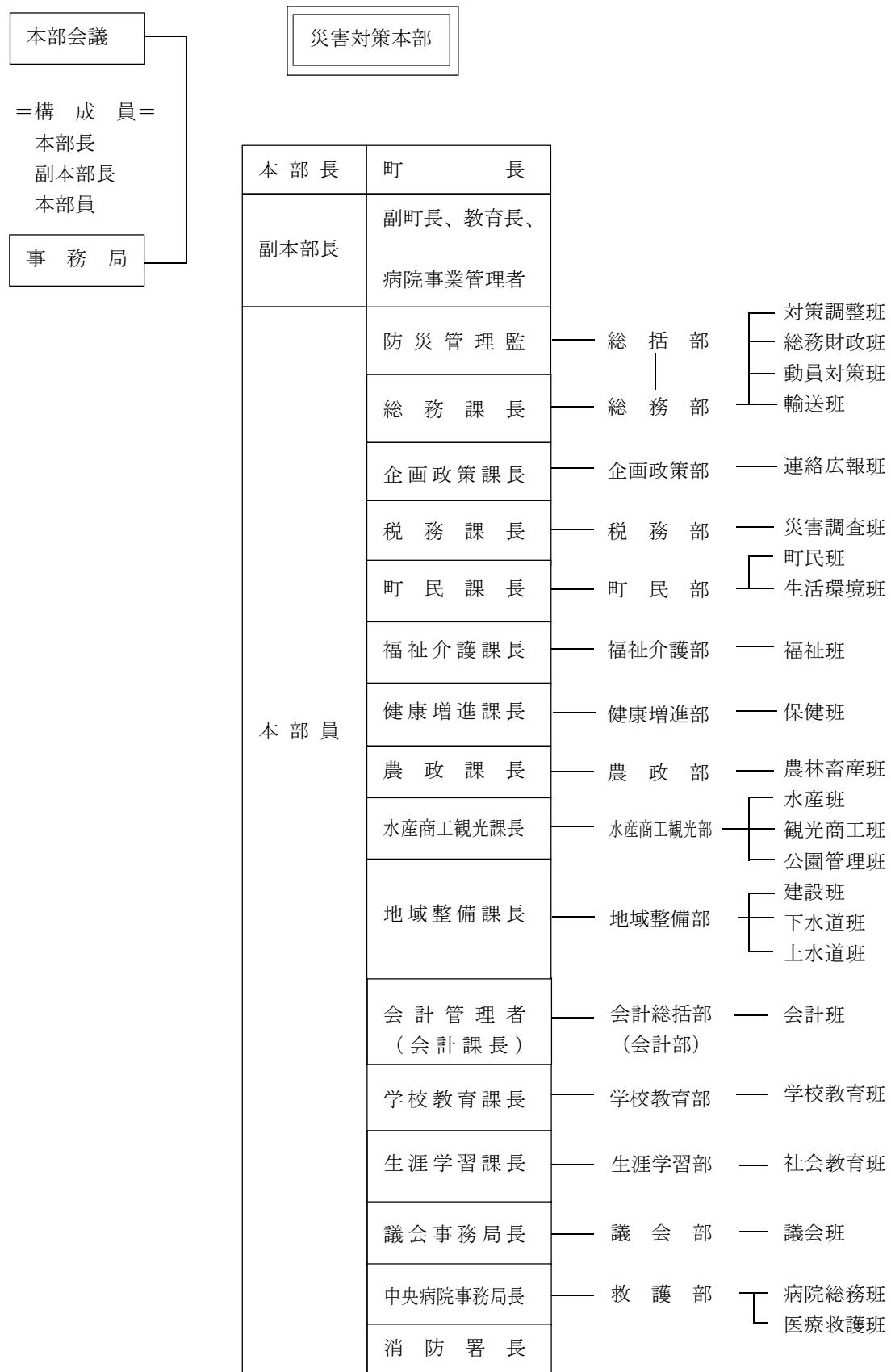
ウ. 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するための本部会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ. 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ. 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

災害対策本部機構図



(2) 災害対策本部班別業務及び青森地域広域事務組合消防災害対策本部班別業務は次のとおりとする。

ア. 平内町災害対策本部班別業務分担

その1

部 名	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
総務部	対策調整班	防災管理監	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の運営及び統括に関すること 2. 被害状況の把握及び報告に関すること 3. 気象情報等の総括に関すること 4. 防災会議に関すること 5. 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること 6. 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 7. 知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること 8. 自衛隊との連絡調整に関すること 9. 災害救助法関係の総括に関すること 10. 災害情報の総括に関すること 11. 他市町村等への応援要請及び連絡に関すること（給水等を除く） 12. 知事への応援要請に関すること（給水等を除く） 13. 各部・各班との連絡調整 	防災管財係
	総務財政班	係長以上指導監以下の職位にある者のうち上位の者（総務係担当）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 部内の連絡調整に関すること 2. 町議会との連絡に関すること 3. 本部長及び副本部長の庶務に関すること 4. 被災地の視察に関すること 5. 視察者及び見舞者の応接に関すること 6. 見舞電報等の受理及び礼状等の発送に関すること 7. 庁舎職員等避難者の整理誘導に関すること 8. 職員の非常招集、配置及び勤務に関すること 9. 応援職員の派遣要請及びあっせん手続に関すること 10. 諸団体（自主防災組織、町内会、その他ボランティア団体等）への協力要請及びその動員に関すること 11. 災害現場等の案内所の設置運営に関すること 12. 災害応急対策関係予算の措置に関すること 	総務係 財政係
	動員対策班	係長以上指導監以下の職位にある者のうち上位の者（防災管財係担当）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 庁舎及び町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 2. 町防災行政無線、有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること 3. 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること 4. 資源の調達・管理に関すること 5. 庁内調整に関すること 6. 調整会議の開催に関すること 7. 応援職員の支援に関すること 	防災管財係 情報管理係

その2

部 名	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
総務部	輸送班	係長以上指導監以下の職位にある者のうち上位の者（防災管財係担当）	1. 車両の確保及び配車に関すること 2. 対策要員の輸送に関すること 3. 資機材輸送に関すること	防災管財係
企画政策部	連絡広報班	課長に次ぐ職位の者	1. 災害の取材（写真を含む）に関すること 2. 災害の広報に関すること 3. 広聴活動に関すること 4. 災害関係の陳情に関すること 5. 運輸、通信（鉄道、バス、船舶、電話、郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関するこ と 6. 町民バスに関するこ と 7. 報道機関への周知に関するこ と 8. 管内関係団体との連絡に関するこ と	企画政策係 広報統計係
税務部	災害調査班	課長に次ぐ職位の者	1. 建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査に関するこ と 2. 被災者名簿の作成に関するこ と 3. 被害届の受け及び罹災証明の発行に関するこ と 4. 災害に伴う町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免措置に関するこ と 5. 災害に伴う徴税の徴収猶予措置に関するこ と	住民税係 資産税係 収納係
町民部	町民班	係長以上指導監以下の職位にある者のうち上位の者（住民係担当）	1. 部内の連絡調整に関するこ と 2. 食料品等の調達に関するこ と 3. 災害対策用物品、資機材の調達に関するこ と 4. 被災者等に対する応急給食に関するこ と 5. 埋葬許可証の交付に関するこ と	住民係

その3

部 名	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
町 民 部	生活環境班	係長以上指導監以下の職位にある者のうち上位の者（生活環境係担当）	1. 遺体の処理、火葬及び埋葬に関する事 2. 清掃施設の被害調査に関する事 3. 廃棄物、し尿の処理及び清掃に関する事 4. 住民相談及び住民相談所に関する事 5. 災害弔慰金・見舞金の支給等に関する事 6. 避難所の開設及び管理に関する事 7. 被災者の収容及び把握（立退先等）に関する事 8. ボランティアの受け入れに関する事 9. 救援金の分配計画及び配分に関する事 10. 救援物品の受領、保管及び配分に関する事 11. 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関する事 12. 被災者に係る拠出年金の保険料に関する事 13. 処理施設の被害調査に関する事 14. 災害廃棄物の処理及び清掃に関する事	生活環境係
福祉介護部	福 祉 班	課長に次ぐ職位の者	1. 福祉施設関係の被害調査及び応援対策に関する事 2. 要配慮者の把握及び安全確保対策に関する事	福 祉 係 介護保険係
健康増進部	保 健 班	課長に次ぐ職位の者	1. 医療機関の被害調査に関する事 2. 避難所等における衛生保持に関する事 3. 防疫に関する事 4. 被災地における伝染病予防措置に関する事 5. 負傷者の把握に関する事 6. 医療救護班編成及び救護活動に関する事 7. 医療救援隊との連絡調整に関する事 8. 医薬品、衛生資機材の調達に関する事 9. 救護所の開設に関する事	健 康 増 進 係 栄 養 指 導 係 国民健康保険係 年金後期医療係
農 政 部	農林畜産班	課長に次ぐ職位の者	1. 農業関係の被害調査及び応急対策に関する事 2. 主要食料の確保及び応急供給に関する事 3. 生鮮食料品等の確保に関する事 4. 農林業関係被災者への融資の斡旋に関する事 5. 農林業関係の被害証明に関する事 6. 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事 7. 畜産関係の被害調査及び応急対策に関する事 8. 家畜の防疫に関する事	農 業 振 興 係 畜 产 林 务 係 農 業 委 員 会 事 务 局

その4

部 名	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
水産商工 観光部	水産班	係長以上指導監以下の職位にある者うち上位の者（ホタテ係担当）	1. 水産業関係施設及び水産物等の被害調査及び応急対策に関する事 2. 船舶関係の被害調査及び応急対策に関する事 3. 生鮮食料品等の確保に関する事 4. 水産業関係被災者への融資の斡旋に関する事 5. 水産業関係の被害証明に関する事	ホタテ係
	観光商工班	係長以上指導監以下の職位にある者うち上位の者（観光商工係担当）	1. 部内の調整及び連絡に関する事 2. 観光関係の被害調査及び応急対策に関する事 3. 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関する事 4. 観光客に対する緊急安全対策に関する事 5. 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事 6. 商工業関係被災者への融資の斡旋に関する事 7. 商工業関係の被害証明に関する事 8. 燃料、雑貨等生活必需品の需給調整及び確保に関する事 9. 健康館及び健康館利用客の安全対策に関する事	観光商工係
水産商工 観光部	公園管理班	係長以上指導監以下の職位にある者うち上位の者（公園管理係担当）	1. 園内施設（リフトを含む）の被害状況及び応急対策に関する事 2. 来園者の緊急安全対策に関する事	公園管理係

その5

部 名	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
地域整備部	建 設 班	課長に次ぐ 職 位 の 者	1. 部内の調整及び連絡に関する事 2. 道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事 3. 港湾、漁港等の被害調査及び応急対策に関する事 4. 河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事 5. 水防に関する事 6. 障害物の除去に関する事 7. 災害復旧資機材の確保に関する事 8. がけ崩れ等の応急対策に関する事 9. がけ崩れ等に関する避難の勧告、指示及び避難誘導に関する事 10. 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 11. 応急仮設住宅の建築及び応急修理に関する事 12. 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅の管理に関する事 13. 災害公営住宅の建設及び既存公営住宅への特定入居に関する事 14. 公共建築物の被害調査及び応急対策に関する事 15. 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関する事 16. 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興建築物資金のあっせんに関する事 17. 応急復旧工事の請負契約に関する事 18. 都市施設の被害状況及び応急対策に関する事	建 設 係 庶 務 係
	下水道班	上下水道 管 理 室 長	1. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 下水道資機器の調達に関する事	下水道管理係
	上水道班	上下水道 管 理 室 長	1. 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 水道施設の復旧に関する事 3. 災害復旧資機器の確保に関する事 4. 水質検査に関する事 5. 断水時の広報に関する事 6. 給水車の借上げ及び配車に関する事 7. 給水等に関する他市町村への応援の県に対する要請及び連絡調整に関する事 8. 指定水道事業者への要請及び手配に関する事	上水道管理係
会 計 部	会 計 班	課長に次ぐ 職 位 の 者	1. 救援金の受領、保管に関する事 2. 災害関係経費の経理に関する事	経 理 係 出 納 係

その6

部 名	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
学校教育部	学校教育班	課長に次ぐ職位の者	1. 学校施設の被害調査及び応急対策に関する こと 2. 職員の非常招集及び配置に関すること 3. 文教関係の被害記録に関すること 4. 被災児童生徒等(幼児を含む、以下同じ)の 調査に関すること 5. 応急の教育に関すること 6. 学用品の調達及び給与に関すること 7. 児童生徒等の保健及び環境衛生に関するこ と 8. 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 9. 学校給食の確保に関するこ	学務係 学校施設係 学校給食係
生涯学習部	社会教育班	課長に次ぐ職位の者	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 2. 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 3. 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 4. 社会教育関係団体の協力要請に関するこ	生涯学習係 生涯スポーツ 係 施設管理係
議会部	議会班	局長に次ぐ職位の者	1. 町議会議員の被災地視察に関するこ と 2. 町議会議員との連絡に関するこ	議会事務局
救護部	病院総務班	局長に次ぐ職位の者 (総務課担当)	1. 部内の連絡調整に関するこ と 2. 病院の管理に係る施設の被害調査及び応急 対策に関するこ と 3. 職員の非常招集及び配置に関するこ と 4. 収容患者の給食の確保に関するこ	総務課 経営企画課 医事課 地域医療福祉 連携室
	医療救護班	病院長	1. 傷病者等の医療救護及び看護に関するこ と 2. 医療薬剤及び衛生資材の供給及び確保に関するこ と 3. 患者の避難誘導に関するこ と 4. 保健班への応援に関するこ	病院職員

※ 選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の職員は、本部長の指示する班の応援活動に従事するものとする。

イ. 青森地域広域事務組合消防災害対策本部班別業務分担

機関名	総括	班 名	班 長	所 掌 事 務	班 員
青 森 地 域 広 域 事 務 組 合 青 森 地 域 広 域 事 務 組 合 消防 長	庶務班	庶務課長		1. 平内町災害対策本部との連絡調整に関すること。 2. 事務組合の連絡調整に関すること。 3. 事務組合管理の施設の被害調査等に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 必要資機材の調達及び搬送に関すること。 6. 応援協定に基づく応援要請に関すること。 7. 隊員の休養、給食等に関すること。	庶務課 職員
				1. 警報等の伝達に関すること。 2. 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関するこ と。 3. 消防等の広報に関するこ と。 4. 写真等記録に関するこ と。 5. 避難対策に関するこ と。 6. 罹災証明に関するこ と。	予防課 職員
	情報班	副参事又 は予防課 主幹		1. 情報の管理及び報告に関するこ と。 2. 関係機関からの情報収集に関するこ と。 3. 関係機関への情報提供に関するこ と。	予防課 職員
	警防班	警防課長		1. 職員及び団員の非常召集及び配置に関するこ と。 2. 医療機関等との連絡調整に関するこ と。 3. 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関する こ と。 4. 消防水利の運用統制に関するこ と。 5. 機械器具の整備、点検及び運用に関するこ と。 6. 緊急消防援助隊に関するこ と。 7. 防災ヘリコプター運航要請に関するこ と。 8. 消防団の運用に関するこ と。	警防課 職員
				1. 通信施設の保守に関するこ と。 2. 通信の運用及び無線の統制に関するこ と。 3. 消防隊等の出動指令に関するこ と。 4. 災害の情報収集、整理及び報告に関するこ と。	通信指令 課職員
	消防班	署 長		1. 消防及び水利活動その他災害応急対策に関するこ と。 2. 警防活動に関するこ と。 3. 被災者の救出、救護及び捜索に関するこ と。 4. 避難勧告等の伝達及び避難誘導に関するこ と。 5. 警戒区域の設定に関するこ と。 6. 災害状況図及び警防活動図の作成に関するこ と。	消防署員

3. 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

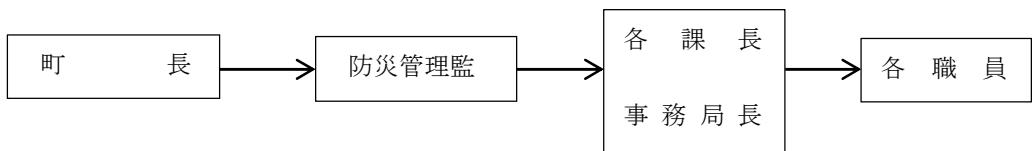
なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、初動体制マニュアルによる。

(1) 動員の方法

ア. 職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお連

絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



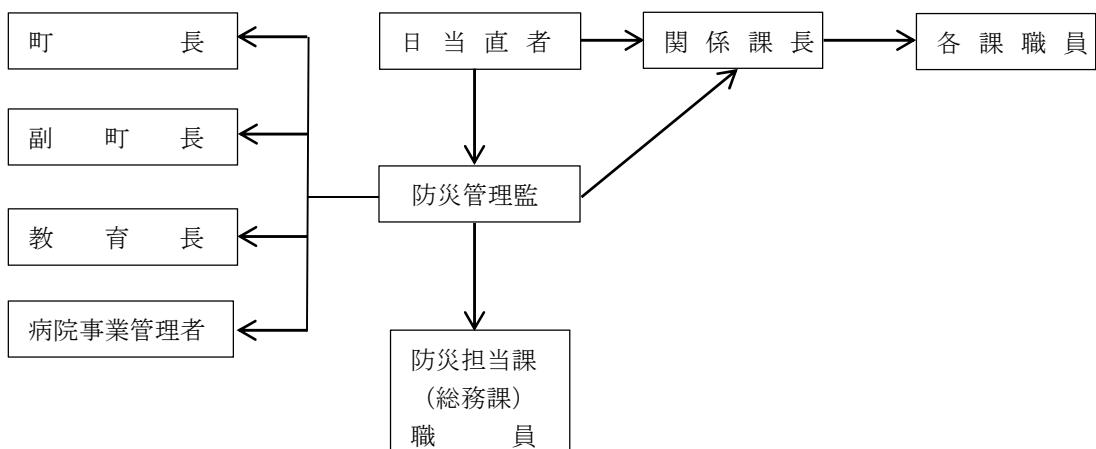
(イ) 本部設置時



- イ. 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。
- ウ. 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務部長に応援職員の配置を求めることができる。
- エ. 総務部長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

- ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、または災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに上司の指示を仰ぎ所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。
- イ. 職員は、出勤途上知り得た災害状況または災害情報を所属課長（班長または参集場所の指揮者）に報告するものとする。

4. 防災関係機関等との連携

ア. 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後 72 時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMA T、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

イ. 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

町灾害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、町灾害対策本部会議に参画

するものとする。

ウ. 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

第4節 町災害対策本部に準じた組織

町災害対策本部が設置される前及び町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、津波注意報等の発表状況及び地震による被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、町災害警戒対策本部等の組織及び運営は、町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1. 町災害警戒本部（警戒体制2号—2）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号—2」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア. 町災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ. 町災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

町災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、課の全職員が登庁して対処する。

2. 町災害情報連絡室（警戒態勢2号—1）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号—1」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア. 町災害情報連絡室を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ. 町災害情報連絡室を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

町災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、課の一部職員が登庁して対処する。

第5節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1. 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2. 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。